平成２３年（フ）第１８１号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨1215番地11
債務者　中内　美保
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１８２号
香川県坂出市白金町３丁目２番20号
債務者　西島　聖二
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１９３３号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日２―403号
債務者　松尾　秀信
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日２―403号
債務者　松尾久美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５７号
福岡県春日市天神山５丁目59番地サンヒルズ春日301号
債務者　谷　　和子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７６号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目27番16号
債務者　月形　正義
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０１号
福岡県筑紫野市紫６丁目７番10号　バイオレットハイツA102号
債務者　大坪　千枝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５４７号
福岡市東区原田３丁目２番９―105号
債務者　石尾裕紀春
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５４８号
福岡県大野城市筒井４丁目10番12号エトワール筒井202号
債務者　筒井　康平
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０７号
福岡県大野城市中央１丁目13番８号
債務者　猪野　建吉
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２０号
福岡市早良区梅林７丁目６番５号
債務者　宮崎　景子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３１号
福岡市早良区祖原29番27号
債務者　益山　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目４番３号
債務者　天本　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１６号
福岡市東区箱崎６丁目４番24―205号
債務者　中村シズカ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３１号
福岡市南区三宅３丁目14番22―307号
債務者　福谷　利幸
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６７号
福岡市南区井尻２丁目23番５―307号
債務者　高沢由美子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７４号
福岡市城南区南片江３丁目14番７号
債務者　山田　篤彦
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７５号
福岡市城南区南片江３丁目14番７号
債務者　山田　夏子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部